

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の四の四第一項

の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があった件

○環境省告示第三十一号（平成二十五年三月二十八日）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第十五条の四の四第一項の産業廃棄物の無害化処理に係る認定の申請があったので、同条第三項において準用する第十五条第四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - イ 氏名又は名称 光和精鉱株式会社
 - ロ 住所 福岡県北九州市戸畑区大字中原字先ノ浜四十六番九十三
 - ハ 代表者の氏名 代表取締役 古田 雅一
- 二 無害化処理の用に供する施設の設置の場所
福岡県北九州市戸畑区大字中原字先ノ浜四十六番九十三
- 三 無害化処理の用に供する施設の種類
廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物又はポリ塩化ビフェニル処理物の焼却施設
- 四 無害化処理の用に供する施設において処理する産業廃棄物の種類
 - イ 廃ポリ塩化ビフェニル等のうち、電気機器又はOFケーブル（ポリ塩化ビフェニルを絶縁材料として使用した電気機器又はOFケーブルを除く。）に使用された絶縁油であって、微量のポリ塩化ビフェニルによって汚染されたもの（以下「微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油」という。）が廃棄物となったもの
 - ロ ポリ塩化ビフェニル汚染物のうち、微量ポリ塩化ビフェニル汚染絶縁油が塗布され、染み込み、付着し、又は封入されたものが廃棄物となったもの
- 五 申請年月日
平成二十五年二月二十二日
- 六 縦覧場所
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産 業廃棄物課並びに九州地方環境事務所廃棄物・リサイクル対策課及び福岡事務所、福岡県環境部廃棄物対策課、北九州市環境局環境監視部産業廃棄物対策室並びに戸畑区役所総務企画課広 報広聴係